



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*63 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)..... 1

○ 公安委員会規則

*7 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

○ 告示

1136 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)..... 2

1137 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 (")..... 4

1138 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課)..... 5

1139 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の取消し (")..... 6

1140 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")..... 6

1141 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 6

1142 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (障害福祉課)..... 7

1143 土地改良事業の施行の同意 (農業農村整備課)..... 7

1144 建築協定区域隣接地の加入 (建築住宅課)..... 7

規 則

和歌山県規則第63号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県社会福祉審議会規則(平成12年和歌山県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表文化財部会の項中「、第21条の12第1項若しくは第2項」を削る。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第7号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月14日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第10条第1号ア（エ）を同号ア（オ）とし、同号ア（ウ）の次に次のように加える。

（エ）道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路において、タンデム車（2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）にその乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1136号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 栃木県日光市足尾町本山1番1号

名称 足尾製錬株式会社

氏名 代表取締役社長 池部清彦

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 紀の川市西脇

名称 飯盛鉾山

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年12月14日から平成23年1月4日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種 類	1号（ハ）
基 数	1基
能 力	常用：0.1m ³ /分，最大：1.67m ³ /分
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	—
使用開始予定年月日	—
使用時間間隔	24時間

1日当たりの使用時間	連続	
使用の季節的変動	年間降水量の変動に影響される	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値	通常	最大
pH	3.7	2.7
銅(mg/l)	3.7	6.9
亜鉛(mg/l)	1.9	2.8
溶解性鉄(mg/l)	30	70
カドミウム(mg/l)	0.010	0.015
鉛(mg/l)	0.015	0.030
砒素(mg/l)	0.001	0.003
溶解性マンガン(mg/l)	4.0	4.5
当該汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値(m ³ /日)	172.8	576

別表2

種 類	坑水中和沈殿施設			
能 力	常用：0.1m ³ /分，最大：1.67m ³ /分			
汚水等の処理方式	中和凝集沈殿			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	—			
使用開始予定年月日	—			
使用時間間隔	連続			
1日当たりの使用時間	24時間			
使用の季節的変動	年間降水量の変動に影響される			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の数値	通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後
pH	3.7	7.4	2.7	5.8～8.6
銅(mg/l)	3.7	0.03	6.9	3
亜鉛(mg/l)	1.9	0.12	2.8	5
溶解性鉄(mg/l)	30	<0.1	70	10
カドミウム(mg/l)	0.010	<0.005	0.015	0.05
鉛(mg/l)	0.015	<0.01	0.030	0.1
砒素(mg/l)	0.001	<0.01	0.003	0.1
溶解性マンガン(mg/l)	4.0	1.9	4.5	10
当該汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の数値(m ³ /日)	172.8	172.8	576	576

別表3

排水口名	排水口	
排水量(m ³ /日)	通常	172.8
	最大	576
pH	通常	7.4
	最大	5.8～8.6
BOD(mg/ℓ)	通常	<0.5
	最大	80
COD(mg/ℓ)	通常	1.0
	最大	50
SS(mg/ℓ)	通常	6
	最大	90
n-Hex(mg/ℓ)	通常	<0.5
	最大	0.5
T-N(mg/ℓ)	通常	5.7
	最大	60
T-P(mg/ℓ)	通常	<0.1
	最大	8
銅(mg/ℓ)	通常	0.03
	最大	3
亜鉛(mg/ℓ)	通常	0.12
	最大	5
溶解性鉄(mg/ℓ)	通常	<0.1
	最大	10
カドミウム(mg/ℓ)	通常	<0.005
	最大	0.05
鉛(mg/ℓ)	通常	<0.01
	最大	0.1
砒素(mg/ℓ)	通常	<0.01
	最大	0.1
溶解性マンガン(mg/ℓ)	通常	1.9
	最大	10

和歌山県告示第1137号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 栃木県日光市足尾町本山1番1号

名称 足尾製錬株式会社

氏名 代表取締役社長 池部清彦

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 紀の川市西脇

名称 飯盛鉱山

(3) 特定施設に関する事項

水質汚濁防止法施行令別表第1 1号(ハ)

(4) 変更しようとする事項の内容

水質汚濁防止法施行令別表第1 1号(ハ)の更新

通常排出水量の変更

排水口の位置の変更

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年12月14日から平成23年1月4日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

和歌山県告示第1138号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072100021	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447番地2	西川弘海	みなべ町社協はあと館	日高郡みなべ町芝447番地2	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成22.9.30
3072100039	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447番地2	西川弘海	みなべ町社協ふれ愛センター	日高郡みなべ町東本庄100番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.9.30
3071800084	株式会社つつじ苑	岩出市西野181番地の2	中西美恵	訪問介護センターつつじ苑	岩出市西野181番地の2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.10.31
3061490052	医療法人恵友会	海南市船尾264-2	川嶋寛昭	訪問看護ステーション恵友	海南市船尾249-17	訪問看護・介護予防訪問看護	平成22.11.1
3051680035	医療法人社団美咲会	有田郡有田川町吉原522番地	田上紀子	介護老人保健施設オレンジの郷	有田郡有田川町吉原522番地	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成22.11.1
3071400166	株式会社はるな介護センター	海南市棕木173	尾保手博	はるな入浴介護センター	海南市棕木173	訪問入浴介護	平成22.11.6

和歌山県告示第1139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項、第84条第1項及び第115条の9第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条第3号、第85条第3号及び第115条の10第3号の規定に基づき公示する。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3070102185	有限会社ライム	和歌山市島崎町3丁目26番地	金谷康造	ケアステーションライム	和歌山市島崎町3丁目26番地	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成22.12.1

和歌山県告示第1140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071500486	株式会社エバースマイル	有田市箕島19	守友有巳	ケアマネHOUSEしいの実	有田市箕島19	居宅介護支援	平成22.12.1 平成28.11.30

和歌山県告示第1141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107739	社会福祉法人順風会	和歌山市木ノ本1837番地の1	宇治田卓司	アトリオつつじIデイサービスセンター	和歌山市つつじが丘5丁目3-3	通所介護・介護予防通所介護	平成22.12.1 平成28.11.30
3070107713	株式会社癒栄	和歌山市西浜3丁目7番75号	西尾博美	デイサービスはなみずき	和歌山市秋月409	通所介護・介護予防通所介護	平成22.12.1 平成28.11.30

和歌山県告示第1142号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
30322000 28	田辺市社会福祉協議会 田辺事業所	事業所の所在地	田辺市湊1619-8	田辺市高雄一丁目23番1号	平成 22.11.8

和歌山県告示第1143号

平成22年5月24日付けで協議のあった紀の川市営土地改良事業(小規模土地改良事業四尺谷地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1144号

光陽台建築協定の建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者より建築基準法(昭和25年法律第201号)第75条の2第2項の規定による建築協定に加わる旨の意思の表示が平成22年12月1日にあり、同条第3項の規定により当該土地が建築協定区域の一部となったので、同条第4項の規定により準用する同法第73条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸